平成２５年（フ）第１０３３号
大阪府高石市高師浜３丁目３―31医療法人仁済会高石病院、住民票上の住所大阪府高石市千代田３丁目８番27号
債務者　橋本　　保
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３８号
香川県観音寺市栄田町乙2479―１　ＹＳハイツ３階Ｂ号室、住民票上の住所香川県観音寺市栄田町丙1861番地１
債務者　山下　浩一
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第３９号
香川県観音寺市栄田町乙2479―１　ＹＳハイツ３階Ｂ号室、住民票上の住所香川県観音寺市栄田町丙1861番地１
債務者　山下万紀子
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第４０号
香川県三豊市三野町下高瀬1883番地１
債務者　関　美紀夫
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第９８８号
東京都府中市晴見町１丁目29番地の４メゾンフレール102
債務者　冨岡　雅之
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月９日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１８６６号
横浜市戸塚区矢部町1417番地15　富士見ハイツ201号
債務者　住吉　光男
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９２４号
横浜市旭区上白根町891番地　西ひかりが丘団地19街区２棟204号
債務者　木下　孝行
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９６５号
横浜市金沢区釜利谷東２丁目９番14号　エスケイワイコート306号
債務者　岩本寅男こと　李　　鍾虎
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０４６号
横浜市中区初音町２丁目40番地　トレゾア横浜603号室
債務者　前田　勝己
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０４７号
横浜市中区初音町２丁目40番地　トレゾア横浜603号室
債務者　前田　節江
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５４９号
岡山市北区厚生町２丁目１番８号301号
債務者　志田原美容こと　劉　　美容
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０４１号
神奈川県海老名市東柏ケ谷２丁目26番18号
債務者　上野　健一
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３５号
大分県杵築市大字馬場尾508番地２　初音の里二号館
債務者　川野　昭生
1　決定年月日時　平成25年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月14日午前10時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第１６２号
沖縄県沖縄市泡瀬４丁目50番１号　レオパレス真幸102号室
債務者　金城　清史
1　決定年月日時　平成25年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１９０号
北海道帯広市西20条南５丁目14番17号
債務者　大久保麻衣
1　決定年月日時　平成25年11月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係